『博覧図』の出版をめぐって(渡辺)

《研究ノート》

博覧図』 の出版をめぐって

渡 辺

善

司

はじめに

約書をとおして明らかにするものである。 出版に至る経緯について、出版社と契約者との間で取り交わされた契 本稿は、『博覧図』という明治期の銅版画集を取り上げ、 契約から

『博覧図』とは

業績を挙げた全国の多くの人たちの事蹟と邸宅を銅版画にまとめた、 という名称も使われていることから、混同をさせる避けるためである。 刊行した。この報告では『博覧図』という名称を使用するが、これは 精行社が明治二一(一八八八)~三〇年(一八九七)の間に十数編を 流れをくむ技法により印刷された銅版画のことで、東京に住所を置く 十数編のうちには『日本博覧絵』『大日本博覧図』『日本博覧図』など これら十数編のうちほとんどを青山豊太郎という人物が編集してい 『博覧図』とは一八世紀の蘭学旺盛期に主流となった腐蝕銅版画の 青山は出版の目的について、文明開化にふさわしい事業を行い、

> 様を知ることができると述べている。 冊子を購入して閲覧していただければ、 座りながらにしてこれらの有

心に、 俯瞰的に描かれているところに大きな特徴がある。また、取り上げら れている地方については、筆者が確認できた範囲では関東や静岡を中 神社仏閣、工場などであり、いずれも上空から眺めた視線、いわゆる 銅版画からは各地方における当時の建築様式、風俗、産業、 描かれているのは農工商家の邸宅や庭、公官庁、学校、 北は宮城、福島から南は長野、 愛媛などが含まれている。 文化は 会社、

条件といえよう。 いては復刻版が刊行されており、『博覧図』へのアプローチの絶好の(থ) 左といえる。このような状況のなかで栃木、千葉、静岡の三地方につ 時代の建物を描いた銅版画」という視点でしか扱われてこなかった証 ト等の挿絵に使われているのが散見される程度である。これは けた建造物や施設の由緒を傍証するため、それらの説明やパンフレッ もちろんのこと、建物の周辺の植栽などから植物相なども窺うことが でに『博覧図』を取り上げた論考はほとんどない。文化財の指定を受 ろいろな分野からの研究が可能な資料である。しかしながら、これま できる。このように多くの情報が刻み込まれている『博覧図』

が確認したものは、 さて、『博覧図』を取り上げた論考で、 次の二点である 復刻版の解説を除き、

1 横田洋一「横浜銅版畫について-その特質と明治の印刷文化-」 (3)

2 岩崎鐵志 『浜北市史』 通史下巻第二章 「浜北地方の家宅風致」 (執筆

それではそれぞれの内容と問題点を指摘しておきたい。

されたと述べ、一枚ずつばらばらになった版画と閲覧したという冊子 版画自体についても、額縁に入った一枚の独立した形式で各家に保管 募集を行い、注文を得た人を掲載した、程度の記述しかない。さらに 疑問の生じる記述となっている。『博覧図』の発刊については、 可能性)」と括弧書きがあり、本当に「冊子」を閲覧したのかという 発刊年に続き「(推定、名称についても「日本博覧絵」という名称の が不可能となっている。またリストにある「東京之部」については、 にあるいはだれに所蔵されているかについて記述がなく、後年の確認 発刊年とおおよその掲載内容を知ることができる。しかし各巻がどこ たという九冊の「便宜上」のリストを掲げており、 いた銅版画集の一つとして紹介している。著者である横田は閲覧でき ① は [博覧図] を直接取り上げたものではなく、明治期に横浜を描 これにより各巻の 予約

する編集費用等については「パトロン」により提供されたのではない るということ、一枚ずつばらばらになった版画を「冊子」として刊行 て触れた部分では、 える浜北市域内の建物の紹介となっている。 ②は自治体史という性格もあり、 「冊子」として刊行されたのは静岡県が最初であ 記述のほとんどが しかし、出版経緯につい 『博覧図』 に見

> のでないかとい い取って貰った 原版を各家に買 さらには銅版の かということ、

の場合も『博覧 ①、②いずれ

ている。

う指摘もなされ

は推測的な記述 る経過について ら冊子までに至 図』が、製本か

の刊行状況を整 ては、『博覧図』 次項以下におい に終始している。

との関係が明らかにされていない。

理するとともに、 日本博覧図製

丰 1 『捕磨図』 一覧

精行社と銅版画

本規約」という

	名 称	発 刊 年	掲載 箇 所	所 蔵	備考
	(大日本博覧絵ヵ)	明治21年	東京		横田
	大日本博覧絵	明治22年4月	群馬県、栃木県、福島県、宮城県、 埼玉県、茨城県、千葉県、神奈川県、 山梨県、静岡県	横浜開港資料館	横田
	大日本博覧図 栃木県之部	明治23年11月	栃木県	個人蔵、復刻版	横田
	日本博覧図 静岡県之部初篇	明治25年4月	静岡県	国会図書館、復刻版	横田
第7編	大日本博覧図	明治25年12月	東京市、埼玉県、茨城県、千葉県、 群馬県、栃木県	個人蔵(旧水海道市 教育委員会保管)	横田
第8編	日本博覧図 静岡県之部後篇	明治26年6月	静岡県	復刻版	横田
第9編	日本博覧図 千葉県之部初篇	明治27年9月	千葉県	中央博物館、復刻版	横田
第10編	日本博覧図	明治27年12月	東京府、神奈川県、埼玉県、栃木県、 群馬県、静岡県	個人蔵(神奈川県立 文書館寄託)	
第11編	日本博覧図 千葉県之部後篇	明治29年8月	千葉県	中央博物舘、復刻版	横田
第12編	(日本博覧図)	明治30年4月	東京、長野県、千葉県、茨城県、 神奈川県、愛媛県	一部千葉県立中央図 書館	横田、『七夕 古書大入札 会目録』 2005

註) 備考欄の「横田」は『横浜銅版画』にリストアップされているもの

掲載された『博覧図』

ろうか。

、表2を作成した。 表2は明治二六年、

二七年、

り実行されたのであろうか。

表1で示した以外ではどの

発刊しなければならず、

たことを指摘しているが、

このペー

刊について横田は、

毎年最低

 σ 揢 で載者と ō 間 で取 心り交わ いされ た契約書の 紹介をとお してこれ らの

疑

に答えることとしたい

『博覧図』 の刊行状況

この項では、 棤 $\hat{\mathbb{H}}$ 一の成果に依りながら 『博覧図 O 刊行状況を整 甀

しておきたい。

先に紹介したように販売は

[博覧図]

を出版

がする一

つの目的である。

在が不明の 覧するなどして実物の確認を行 したものである。 表1は 0 成果をそのまま使用した。 [博覧図] ため未確認 今回 を刊行年ごとに一覧に のものについては **|筆者ができる限り閲** ったが、 所

H

えると明治二三~二五年の三年間で五 この点を考える手がかりとして次 が刊行されたの はたしてその 二九年に発 ₩ 地 -スで考 言であ いであ 治方が 册 表 2 『博覧図』 に見える売捌書林 囲 治 26 治 27 明 狂 年 治 29 伊勢安右衛門 伊勢安右衛門 伊勢安右衛門 宮城 宮城 宮城 小池藤次郎 小池藤次郎 上野屋彦太郎 上野屋彦太郎 上野屋彦太郎 福島 福島 福島 田中善平 田中善平 手塚祐次郎 手塚祐次郎 栃木 栃木 城山常次郎 城山常次郎 柳旦堂 茨城 茨城 柳日貴 茨城 柳旦堂 吉田煥平堂 静凌堂 静凌堂 群馬 群馬 胜旺 **炒**季堂 煥平堂 長嶋為一郎 埼玉 長嶋為一郎 埼玉 長嶋為一郎 埼玉 多田屋書店 千葉 立真舎 千葉 立真舎 华干 立真堂 正文堂 正文堂 二葉堂 二葉堂 金港堂書籍株式会社 博聞社 東京 東京 東京 金港堂 丸善株式会社 丸善書房 金港堂 須原屋茂兵衛 丸善書房 須原屋茂兵衛 博文堂 須原屋茂兵衛 博文堂 集英堂 師岡屋伊兵衛 榎本廖次郎 横浜 横浜 鈴木消之助 鈴木清之助 徴古堂 徵古堂 徴古堂 山梨 山梨 由秋 内藤傅右衛門 内藤傅右衛門 内藤傅右衛門 樋口小左衛門 樋口小左衛門 樋口小左衛門 新潟 新潟 新浜 井筒駒吉 井筒駒吉 非筒駒吉 西沢喜太郎 西沢喜太郎 西沢喜太郎 長野 長野 長野 宮坂吉左衛門 宮坂吉左衛門 叢文堂 叢文堂 石川 石川 廣瀬市蔵 廣瀬市蔵 席瀬市蔵 静岡 静岡 静岡 吉見義次 片野東四郎 片野東四郎 片野東四郎 愛知 愛知 愛知 美濃屋代助 美濃屋代助 美濃屋代助 伊藤善太郎 伊藤善太郎 三重 三重 松田鉀次郎 松田鉀次郎 遊貨 嶋林専次郎 嶋林専次郎 滋賀 滋賀 藤井孫兵衛 藤井孫兵衛 福井源次郎 京都 京都 京都 福井源次郎 福井源次郎 松村九兵衛 松村九兵衛 松村九兵衛 大阪 大阪 大阪 柳屋喜兵衛 柳屋喜兵衛 柳屋喜兵衛 神戸 船井政太郎 神戸 船井政太郎 神戸 船井政太郎 長崎 鶴野常蔵 長崎 鶴野常蔵 長崎 鶴野常蔵

註)出典は表1を参照

とに気がつく。 ができる。 に一覧化したものである。 行された 「博覧図」 特に表 1 の 0 掲載箇所以外の 奥付部分に見える ここから 『博覧図』 地方の 「全国 書店も記載されて の販売範囲を知ること |売捌 灣書林_ を 北 から 順

売れないにしろ、全国的な販売は精行社の事業展開の一環ということは役立ったはずである。表1の掲載箇所は当然ながらすべて販売の対象地となっている。「全国売捌書林」に見える地方は 『博覧図』に掲載されているか、あるいは掲載地の近隣の地方を考えるヒントにはなるであろう。また、編者である青山豊太郎は、愛知県の出身である。もらの出身地を掲載したものをなぜ作成しなかったのかという疑問もはである。明治二九年の段階で京都に精行社の出張所が設けられていることもあり、関西方面での販売は精行社の事業展開の一環ということ生じる。明治二九年の段階で京都に精行社の事業展開の一環ということまである。

(6) ら、掲載されている箇所については、『博覧図』全編がそろった段階 ら、掲載されているい地域があるという。栃木県之部でいえば宇都宮 とも掲載されていない地域があるという。栃木県之部でいえば宇都宮 栃木県之部、静岡県之部のそれぞれの復刻版の解説によると、各県

いずれにせよ、未確認の数冊の確認を急がなくてはならない。

三 日本博覧図製本規約

料の保存に対するご理解による。改めて感謝申し上げる。いては、御当主飯沼喜市郎様はじめ、飯沼家の皆様のご好意と歴史資郎家に残されていたものである。史料調査、写真撮影、史料掲載につこの史料は、『博覧図』千葉県之部初篇に掲載されている飯沼喜一

なる調査報告書が刊行されているので、そちらに譲りたい。 (1) 飯沼家については、千葉県史料研究財団による調査が行われ、詳細

印刷によるものである。また裏面は附則となっている。 の内側に印刷されている。 「日本博覧圖製本規約書」と右から左へ横書きされている。 センチメートルである。 り取られており、右端上部には割印がある。 ていた。法量は竪約二一センチメートル、右側はミシン目によって切 れ、 まず記載内容を掲げ、 製本規約は、 「精行社受取証之類」とウワ書された包み紙に包まれて保管され そのほかの 四方は模様が付いた欄で囲まれ、 次に各条についてみていきたい。 日付のうち「明治廿」|年」|月」「日」 『博覧図』に関する領収書類と一緒に綴ら 残っている部分は約二一 上部には 本文は欄

【史料二】

(表面)

上差上締約主ニ於テハ右係員持参ノ調印簿ト本紙附帯ノ通知書第壱條繪圖掲載御承諾ノ上ハ出頭ノ係員ニ於テ本書裏面ニ捺印ノ

トニ御調印可被下候事

密ニ寫サシメ草稿ヲ一覧ニ供シ物品ノ排列及ヒ装置ヲ詳細ニ承保存スルヲ目途トセラル、者ハ其何タルヲ論ゼズ望ミニ随ヒ候事ヲ細庭園社寺堂塔祠宇其他締約主ニ於テ廣ク社會ニ公ニシ永ク後世ニヲ細定園社等とを受ける リカ 東京 東京 東江條締約濟ノ上ハ畫工ヲシテ其掲載スベキ建物其他現物官衙家

第三條銅版彫刻出来ノ上ハ其校合刷ヲ持参シ画工費及ヒ彫刻料金リ合セ和文歐文ヲ以テ姓名ヲ記入シ銅版ニ縷刻可致事

額四分ノ三ヲ受取リ残ル四分ノ一ヲ製本出来ノ節可渡証書申受

候事

第四條出来ノ銅版ハ製本五千部限リ印刷迠當社エ預リ置印刷濟ノ

- 八返上可仕事

第五條製本ハ一地方或ハ最寄敷地方ヲ併セ紙數百枚<=ジヲ以テ 壱冊ト成シ美麗ナル洋綴ニ致シ定價凡二円ヲ以テ廣ク内外國ニ

賣捌候事

第六條掲載圖面ハ大小ニ區別シ大壱面横九 オ小壱面縦五寸五ト ト定メ之ニー定外欄ヲ附シ候事 但シ本會締約主ニ於テ御購求ノ方ハ特別廉價ニテ差上候事

第七條画工費彫刻料ハ画工ヲ要セラル、者及ヒ現物ノ大小精粗 ラ

分ノ三ヲ受取ホー面六 円製本出来ノ節四分ノーホ ニ 円分ノ三ヲ受取ホー面+円五+戔製本出来ノ節四分ノー 大三円五+戔 論ゼズ大壱面ニ付十四円小壱面ニ付八円ト定メ彫刻出来ノ節四

ヲ受取候事

第八條大小ニ拘ワラズ載圖一面毎ニ製本一冊宛無代價ニテ差上其

節四分ノー小 二 円 ノ残額ヲ申受候事

右ノ通リ相定メ廣ク全國中エ派出ノ上締約相願ヒ前條無相違履行

可致茲ニ當社ノ印章ヲ捺シ本書裏面ニ出頭ノ係員ヲ以テ約定仕候

也

明治廿六年九月一二日 編輯兼出版 日本博覧圖出版係回明治廿六年九月一二日 銅版彫刻印刷 精行社内東京市淺草區茅町二丁目三番地

(裏面

附則

締約濟ニ非ザレバ當社捺印ノ規約書ハ差上ケ不申候事

金圓受取書ニハ當規約書面 ノ印章ヲ用ヒ可申ニ付此印章ヲ押捺

セサル受取証ハ當社其責メニ任ゼズ候事

出頭ノ係員ニ於テ表面ノ規約書ニ背戻スル約束致シ候共當社ハ

其責メニ任ゼズ候事

製本出来前ニ於テ刻成ノ銅版ヲ以印刷物御入用ノ方ハ前金ヲ以 以内ニ刷立逓送可仕事 テ左ノ定價ニヨリ御注文有之度然ル上ハ前金到達ノ日ヨリ十日

百枚ニ付四十戔百枚ニ付壱円

一小壱面中等 並等 百枚二付三十戔 百枚二付八十戔 百枚二付八十戔

右端刷千枚以上御注文ノ向ハ特別定價外ノ廉價ヲ以テ御引受ケ 可申様出頭ノ係員ヨリ御相談可申上候事

派出係員

秋谷梅之助印

喜 郎 殿

締約

表面ノヶ条ニ随ヒ廿六年九月十二日 ノ上此規約書ヲ差上置候也

通知書を指すと思われる。サインの上、規約書は締約主が、通知書はことを求めている。先述のように右端が切られているが、その部分が精行社の係員が持参した調印簿、規約書に附帯する通知書に調印する第一条では、絵図の掲載を承諾する場合には裏面にサインすること、

会社が保管したわけである。

とある。 まず第二条では、建物や「現物」を細密にスケッチすることが述べ まず第二条では、建物や「現物」を細密にスケッチすることが述べ まず第二条では、建物や「現物」を細密にスケッチすることが述べ

この点にあるのではなかろうか。

この点にあるのではなかろうか。

この点にあるのではなかろうか。

この点にあるのではなかろうか。

この点にあるのではなかろうか。

た際に払うとされている。そして銅版が彫り上がった際には校合刷り段階で画工費と彫刻費の四分の三を支払い、残りは製本が出来上がっ衆三条には費用の支払い方法が記されている。銅版が彫り上がった

を持参するとある

ある。 悪逆転した版画こそがまさに校合刷りであったことに気がついたので 黒が逆転した状態で印刷された版画であった。この時はまだ規約書を 黒が逆転した状態で印刷された版画であった。この時はまだ規約書を のる。

おり返却されたことに他ならない。現在千葉県内でも銅版を数点確認することができるのは、この条文どを印刷するまで精行社で預かり、印刷終了後返すこととされている。彫り上がった銅版については第四条において、五○○○部の製本分

八条で無償で一冊差し上げるといういう規定があり、無償分以上の冊総ページ数は二○○となる。美麗な表紙を付け、一冊二円で売り捌くとある。このページ数はあくまでも目安だったようで、実際の冊子一とある。このページ数はあくまでも目安だったようで、実際の冊子一とある。このページ数はあくまでも目安だったようで、実際の冊子の基準が示されている。両面印刷を行い、第五条では一地方あるいは最寄り数地方を合わせて紙数一○○枚で

のを大、縦四寸五分横五寸五分のものを小としている。千葉県之部で第六条では版画の大きさが規定されている。縦五寸五分横九寸のも

数が必要な場合に廉価販売となるという解釈をしたい

サイズのものもあり、小以外は大という考え方で良いのではないだろ確認すると多くは小の部類に属している。縦五寸五分横九寸を超える

うか。

あり、出来上がりの精粗などではないとしている。三、製本後四分の一を納め、また費用を決定する基準は版の大きさで小一面八円と決められた。費用は第三条にあるように、彫刻後四分の小一重工費・彫刻料を規定しているのが、第七条である。大一面一四円、

る

第八条は、先述のとおり無償配布についてである。

条文に関しては以上であるが、回について補足をすれば、これは社

判で印文は「精行社章」と読める。

一方、裏面の附則は五か条からなっている。一、契約が済んでいな 出記を千枚以上注文する場合は特別廉価で引き受けることが規定され までいる。 一方、裏面の附則は五か条からなっている。一、契約が済んでいな でいる。

銭と決められている。上、中、並の区別は、印刷の技術的な違いは考が同四○銭、小一面につき上等百枚八○銭、中等同五五銭、並同三○四については、大一面につき上等が百枚一円、中等が同七○銭、並

る

えられず、紙質によるものと思われる。

も「バイ」とも「ウメ」とも読めることから、同一人物の可能性もあとの関係については、現段階では不明であるが、「楳」「梅」はいずれ県之部や千葉県之部などで「発行兼印刷者」となっている秋谷楳之助なお、派出係員として秋谷梅之助の名が見える。栃木県之部、静岡

に関して判明することがらを示したい。 次に飯沼家に残されている規約書以外の精行社関連の史料から製本

また、九月一二日付けの「上等刷物壱百枚」の注文書によって附則の(19) り印がある。残りの四分一となる三円五○銭を「渡ス旨証へ押印シ差 取証は左右がミシン目により切り取られており、右上部にはやはり割 四か条目にある端刷の注文は、 と同じ社印である。これは、 金の支払いを誓約したものと思われる。 日が締約日であるので、銅版印刻には約二ヶ月費やしている。この受 上」と記されたメモ書きもあることから、切り取られた右側部分に残 ○円五○銭を明治二六年一一月四日に受け取っている。(※) 締約後精行社は、 大一面の画工費・彫刻料のうち四分三にあたる一 附則の二か条目に記されたとおりである。 製本締約の際に行われたことが判明す なお、 証書の捺印は締約の際 同年九月一二

であろうか。実は、この規約と同様なものが存在している。次に掲げでは、精行社はこの製本規約を自社のオリジナルとして作成したの

る明治一七、一八年に刊行された『東京商工博覧繪』の「製本規約(1)

である。

【史料二】

(前略)

商工博覧繪第一編製本規約東京

第一條製本加入御承諾ノ方ハ加入人名簿ニ記名調印可有之事

第二條 右記名済ノ上ハ画工ヲシテ家屋ノ構造店頭ノ模様ヲ細密

二写サシメ候事

但其望ミニ随ヒ看板及ビ器械物品賞牌或廣告等適宜ノ事

第三條 其書写シタル草稿ヲ加入主ノ一覧ニ供シ店頭物品ノ排列

其他図面ノ形容装置ノ望ヲ詳細ニ承ハリタル上彫刻着手

可致事

第四條 彫刻出来ノ上ハ其校合摺ト受取証ヲ持参シ彫刻手数料ヲ

可受取事

但其際出来ノ銅版ヲ一覧ニ供シ候事

第五條 銅版ノ儀ノ製本着手後六ヶ月ヲ経ノ上ハ各所有主ノ望ミ

二随ヒ之ヲ返附可致事

但製本着手ノ儀ハ各新聞ニ廣告致候事

第六條 製本繪図ハ半面ヲ竪二寸五分横五寸ト定メ之ヲ十五行ニ

分ケ何行分加入アルモ適宜ノ事

第七條 彫刻其他手数料共版面ノ精疎ニ拘ラズ一行ニ付廿戔割合

ヲ以半面ニ付三円ト定メ候事

第八條 十五行分御加入ノ方エハ製本一冊差上候事

但七行半御加入ノ方エハ定價半額ヲ以テ差上候事

第九條 製本紙数百枚ヲ以テ一冊子ト成シ定價十五戔ヲ以テ賣捌

候事

但製本加入者於賣捌ヲ望ミノ方適宜豫約可仕候事

第十條 加入者製本者ニ於テ前條ノ規約ヲ履行シ双方共違約致サン

ル事

約の作成にあたり、自社が発刊する以前に出版されていた『東京商工現は異なるものの、趣旨はほとんど同じといえよう。精行社は製本規価してはいけないなど三か条ある。精行社の規約と比較してみると表この一○か条に続き、彫刻の精粗によってその家の名声の盛衰を評

らず『東京商工博覧繪』の売れ行き、評判などから『博覧図』自体の博覧繪』の規約を参考にしたことも考えられる。さらには規約のみな

ヒントとしたのが、当時福島県令であった三島通庸が自分の功績を残出版を考えたのかもしれない。『博覧図』の編者である青山が発刊の

いう石版画ではないかという指摘もあることから、『博覧図』は既刊すため画家の高橋由一に描かせた明治一八年の『東北地方風景図』と

最後に第一項で提示した疑問点の解答と今後の課題をまとめておき

の家に残ったのである。 『博覧図』発刊のための費用にのいては、掲載を承諾し、精行社との家に残ったのである。銅版の原版についても、買い取っていまた、額縁に入れられ保管されているものは、別途注文したいわゆるまた、額縁に入れられ保管されているものは、別途注文したいわゆるまた、額縁に入れられ保管されているものは、別途注文したいわゆるまた、額縁に入れられ保管されているものは、別途注文したいわゆる。編集発刊に関して「パトロン」が決して存在したわけではない。 は、額縁に入れられ保管されているものは、別途注文したいわゆるの家に残ったのである。銅版の原版についても、買い取っているの家に残ったのである。

と思われる。図』自体も先に発刊された同様の銅版画集にヒントを得て刊行された図』自体も先に発刊された同様の銅版画集にヒントを得て刊行された国各地に『博覧図』を売り捌く書店が存在していた。そして、『博覧国を また、販売による売り上げも発刊の目的の一つであったことから全

していた。『博覧図』という名称は、おそらくこの「博覧会の時代」での考察である。明治政府はヨーロッパ諸国が開催する万国博覧会に触発され、明治一○年から同三六年まで五回にわたり日本国内においいの考察である。明治政府はヨーロッパ諸国が開催する万国博覧会にの考察の課題としてまず挙げられるのは、『博覧図』の歴史的な観点

か巧みな募集方法があったと思われる。 を背景としてつけられたものであろう。一方で銅版による印刷技術は、を背景としてつけられたものであろう。一方で銅に関載されているおよそ四○○枚を職業で分類してみると、最も割合が多く、三割を超えるのがいわゆる豪農といわれる人たちで最も割合が多く、三割を超えるのがいわゆる豪農といわれる人たちで最も割合が多く、三割を超えるのがいわゆる豪農といわれる人たちである。商人・職人・神社・仏閣などと同じように、彼らにとっても出ある。商人・職人・神社・仏閣などと同じように、彼らにとっても出ある。市人・職人・神社・仏閣などと同じように、彼らにとっても出ある。市人・職人・神社・仏閣などと同じように、彼らにとっても出ある。市人・職人・神社・仏閣などと同じように、彼らにとっても出ある。市人・職人・神社・仏閣などと同じように、彼らにとってある。

からも、これら絵師、彫師の動向にも注目しなくてはならない。編者において長期間にわたって逗留したという事実が紹介されていることにおいて長期間にわたって逗留したという事実が紹介されていることには絵師、彫師の名前が刻んである。どのような絵師、彫師が作成に三点目は『博覧図』作成に携わった人々についてである。『博覧図』

筆を置くこととしたい。 以上をもって今回の報告が『博覧図』研究の第一歩であると宣言し、 青山豊太郎については当然である。

- (1) 『大日本博覧図 栃木県之部』(あかぎ出版 一九八五年)
- に「日本博覧図」として千葉県之部の紹介がある。年)、また『絵にみる図でよむ千葉市図誌』下巻(千葉市 一九九三年)行会 一九八六年)、『静岡県明治銅版画風景集』(羽衣出版 一九九一(2) 註(1)のほか『千葉県博覧図 目で見る千葉県の明治時代』(国書刊
- (3)神奈川県立博物館編『横濱銅版畫』(有隣堂 一九八二年)
- (4) 浜北市 (現浜松市) 一九九四年
- (5) 飯沼喜市郎家文書 土蔵1 J-20-1-⑦
- (6)註(1)二〇六頁、註(2)『静岡県明治銅版画風景集』四〇五頁
- (8) 飯沼喜市郎家文書 土蔵1 J-20-1-6
- (9) 飯沼喜市郎家文書 土蔵1 J-20-1-⑦
- (10) 飯沼喜市郎家文書 土蔵1 J-20-1-⑦
- (11)『東京博覧図』(湘南堂書店 一九八七年復刻)

註(2)『静岡県明治銅版画風景集』四〇四頁

12

- (13) 明治政府の博覧会政策については國雄之 『博覧会の時代 明治政府の
- (4)註(1)二〇六頁 博覧会政策』(岩田書院 二〇〇五年)を参照

- 84 **-**